



②成果の庁内周知、表彰による職員のモチベーション向上

- 庁内掲示板・広報紙で全庁に提案の成果を周知
- 実現した提案を行った職員を幹部会議で市長が表彰し、庁内広報紙でも紹介
- 庁内広報紙は、職員の関心を引くよう、遊び心を前面に押し出して作成



市長(写真右)が職員(写真左)を表彰



提案の成果を周知する庁内広報紙

取組の成果



注目

取組の実績として、平成28年は11件(うち、4件が本提案へ)、平成29年は12件(うち、4件が本提案へ)の提案が集まった。

平成26年以降、豊田市は4年連続で提案しており、市区町村からの提案数に占める割合は高い。なお、第6次地方分権一括法では、改正された法律15本のうち2本が豊田市からの提案によるものとなっている。

過去4年における豊田市の提案実績

	①提案総数	②市区町村の提案数	③豊田市の提案数	④ ③のうち提案実現数
H26	953	125	6 (4.8%)	1
H27	334	82	5 (6.1%)	4
H28	303	100	4 (4.0%)	2
H29	311	102	4 (3.9%)	4

※()内は全市区町村の提案数のうち、豊田市の提案数が占める割合



メッセージ

豊田市 行政改革推進課 担当長 大平 直樹

提案募集制度は、地方自治の現場で働く地方公共団体職員が、業務から生まれるアイデアを直接国に届け、場合によっては法や制度の改正まで実現できる、魅力的な制度だと思います。

また、提案のために自らが関わる業務の制度・法律がどうなっているのか、どんな意図があるのか、本当に時代や住民ニーズに合っているのかを深く考え、議論することを通して、職員自身の成長にもつながっています。

そのため豊田市では、提案募集制度を地方分権改革だけでなく、チャレンジを大事にする風土づくりや人材育成のツールととらえ、積極的に活用しています。

このような取組を通して、地方分権・地方創生の時代にふさわしい地方公共団体職員・組織づくり、そして地方分権改革の推進に貢献できればと思っています。

事例

町村会が町村の提案検討を積極的に後押しし、全町村共同の提案提出を実現！
(山梨県町村会・忍野村)

Point

- ① 町村の提案検討をサポートするために、町村会が地方創生ワーキング（以下「WG」と省略）を設置
- ② WGでは、国への提案や要望を精緻化するための様々な検討を実施
- ③ 支障事例はWG全メンバーで補強を行い、全町村の共同提案として提出



取組の背景

山梨県内の町村は8町6村の全14町村。

県内の町村の特徴として

- ① 地理的に県の周辺部分に分散していること
 - ② 小規模自治体が多く、行政のマンパワーが限られていること
(例 丹波山村 人口：587人(H29.5)、行政職員数：約30人)
- が挙げられ、小さな自治体の声を丁寧にひろい、国に届けられる仕組みが求められており、町村会の果たす役割の大きさを町村会自ら認識していたところ。



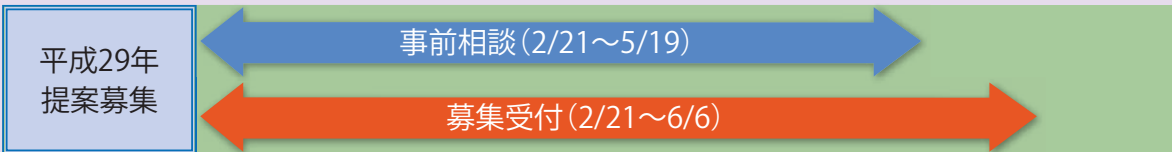
※町村は黄色部分が該当

取組の概要

【取組の流れ】



第1回地方創生ワーキング (2/14)	第2回地方創生ワーキング (3/14)	第3回地方創生ワーキング (4/25)	第4回地方創生ワーキング (5/26)
<p><概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ● オリエンテーションとして、地方分権改革・提案募集方式ハンドブック等により、制度の理解及びWGの主旨を説明。 ● 平成28年度の提案の検証として、グループワーク ● 次回WGまでの課題を共有 	<p><概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 支障事例の検討 ● 忍野村『ドローンの規制』、鳴沢村『期日前投票所の繰り上げ』など10の具体的項目をまとめた。 ● 提案事前相談に向け、項目内容を次回までに確認。 	<p><概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ● オリエンテーション（年度切り替えによる担当替えのため） ● 事前相談案の作成 前回WGまでの検討項目及び新規項目について、精査。検討項目を5項目に絞り、事前相談を実施していくこととした。 	<p><概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 事前相談後本提案の修正、加筆 ● 事前相談の結果を幹事町村から報告。2件が本提案へ。本提案は、提案団体が幹事町村となり、14町村の共同提案とすることを確認。 ① 鳴沢村『期日前投票所において、投票所を繰り上げて閉じることを市町村選挙管理委員会の判断で可能とする。』 ② 忍野村『国土交通大臣の承認を受けたドローン等の無人航空機の飛行に係る制度の見直し』



山梨県町村会の取組

- ① 町村の提案検討をサポートするため町村会がWGを設置
 - ・ 平成28年2月にWGを設置。県内全町村(14町村)の地方創生担当で構成。
 - ・ 地方創生を推進するために実施する様々な施策に対し、支障となるものや新たな制度の創設などを検討。支障事例については、課題解決に提案募集方式を活用。
- ② 構成町村の共同提案に対する取組
 - ・ 支障事例については、根拠法令や利害関係の確認等、構成町村の共同作業として検討し、全構成町村の共同提案として提出。
 - ・ 内閣府への事前相談や提案提出は、支障事例の提出団体が幹事町村として対応



幹事町村 (H29年は忍野村) の取組

- ・支障事例の発掘は、ドローンの飛行に関する住民の問い合わせがきっかけ。肖像権や安全管理等の問題に対して庁内の課長会議で対応方針を検討するも、解決しきれない問題が生じ、WGに支障事例として提出することとした。
- ・WGで構成メンバーからいただいた意見で支障事例の強化を行い、事前相談で論点を明確化していただくことで提案提出が実現。

取組の成果



注目

町村会から構成町村に支障事例の提出を呼びかけたところ、10の具体的項目が集まった。

WG全メンバーで精査し、支障事例等の補強を行い、最終的に2件が全町村(14町村)の共同提案として提出。1件の提案が実現した。

過去4年における山梨県内の町村の提案実績

	①提案を行った町村の提案団体数	②町村(山梨県内)の提案団体数
H26	5	0(0.0%)
H27	5	0(0.0%)
H28	18	2(11.1%)
H29	30	14(46.7%)

※()内は全市区町村の提案団体数のうち、山梨県内の町村の団体数が占める割合

平成29年提案募集で提出された提案

提案事項	求める措置の具体的内容
国土交通大臣の承認を受けたドローン等無人航空機の飛行に係る制度の見直し 【重点事項】	航空法第132条の2の規定に基づき、国土交通大臣の承認を受けたドローン等無人航空機の飛行方法について、飛行空域となる当該市町村の意向が反映されるような仕組みとなるよう見直しを求める。 ①大臣承認に関しては、現場の実情を把握している飛行空域となる当該市町村に対し、同承認に関する情報を共有することとする。 ②大臣承認を受けた無人航空機の飛行であっても、観光客や観光資産に対して著しく影響を及ぼすことが明白である悪質な飛行を確認した場合には、当該市町村から現場での飛行方法の注意や中止を求めることが可能となるようにする。
期日前投票所において、投票所を繰り上げて閉じることを市町村選挙管理委員会の判断で可能とする。	期日前投票期間の投票所の繰り上げについて、市町村選挙管理委員会の判断で可能にできるよう公職選挙法の改正を要望する。



メッセージ



山梨県町村会 振興課 副主幹 石原 弘崇

山梨県内の町村(14町村)の多くは、山間地など条件不利地域に位置しています。自治体が小規模になるほど、職員1人が複数の担当を抱えて負担が増す一方で、住民との距離は近くなり、住民の声は、国や県の事業であっても、身近な町村職員に届けられます。町村会は、こうした小規模自治体である町・村の声を国や県にぶつけるための組織という意識の下、提案募集方式の取り組みは始まりました。

平成29年度は、全町村で構成する地方創生ワーキングにおいて、情報の共有や支障事例の検討を行い、提案団体を幹事町村とした全14町村の共同提案という形で2つの本提案を行いました。共同提案の手法は、事例強化にもつながり、1つの大きな成果でした。

今後とも、町村会は、きっかけとなる1つの町村の声を、他の町村と共有し、より大きな声として国に届けられる役割を果たすためにも提案募集方式を活用してまいります。



メッセージ



忍野村 総務課 係長 米山 卓也

地方創生ワーキングでは、構成町村が抱える支障事例について提案提出の可否を検討します。提案に対しては、明確な支障等や国に求める措置内容の具体性が求められるため、一つの課題に対して様々な町村の意見が集約できる地方創生ワーキングは地方分権改革の推進にマッチした取組みだと思えます。

また、内閣府の事前相談や提案団体ヒアリングの対応の他、関係府省ヒアリングも傍聴しましたが、内閣府の方々が地方と同じ目線で大変熱心に提案実現に向けてお話しして下さる姿に感銘を受け勇気をいただきました。今後も積極的に提案募集方式を活用し、地方分権意識の向上につなげていきたいと思えます。

事例

県が市町村の提案検討を積極的に後押しし、全市町村共同で提出した提案が実現！
(大分県/総務部 市町村振興課)

Point

- ①市町村(全18市町村)の提案検討をサポートするために、県がワーキンググループで取組を推進
- ②県から市町村に「一団体一提案」を呼びかけ、支障事例を募集
- ③最終提案までの内閣府との連絡・調整は県が担い、市町村の負担を軽減



取組の背景

大分県の場合

課題①：市町村への権限移譲件数の伸び悩み

平成6年度より、県から市町村への権限移譲を進めてきたが、市町村の人員不足や、移譲前の事務整理等の課題があり、権限移譲は伸び悩み

課題②：少ない市町村からの提案

県内市町村からの提案提出は、例年1～2団体しかなく、提案団体の掘り起しが課題に

提案募集方式の取組強化の必要性が高まる

取組の概要

①市町村の提案検討をサポートするため、「大分県市町村権限移譲

ワーキンググループ会議(WG)」(H18年度設置)の中で、H28から提案募集(共同提案)に係る取組を新たに開始

- ・市町村に1団体1提案を呼びかけ、支障事例を募集
- ・提案実績のない自治体向けに、内閣府の講師派遣を依頼。提案検討を深める契機となった。
- ・WGは提案提出までに4回開催。市町村には別途、分科会を開催してもらい、支障事例の磨き上げ等、自主的な取組を促した。



【内閣府研修講師派遣の様子】

②県と市町村の共同提案に対する取組(H29)

- ・最終提案までの内閣府との連絡・調整は大分県が担い、市町村の負担を軽減。
- ・WGで検討した案件について、共同提案を呼びかけたところ全市町村の賛同があり、県内自治体の連名による提案が実現した。





【取組の流れ】

8月 制度を知る > 10月 課題を抽出する > 12月 提案を検討する > 3月 提案する

基礎研修

一団体一提案を呼びかけ

<概要>

- ・内閣府の講師派遣を利用し、基礎的な研修を実施。(午前:座学 午後:演習)
- ・研修参加者の約8割(15/18自治体)がこれまで提案実績のない自治体の職員。
- ・県から市町村に「一団体一提案」を呼びかけ、支障事例を募集
- ・市町村は分権担当課だけでなく、庁内で支障事例の検討を行った。

<工夫した点等>

- ・提案実績のない自治体向けに制度の概要から丁寧に説明。

<工夫した点等>

- ・1提案提出してもらえらるよう、適宜フォロー。

課題を共有

類似課題の検討

<概要>

- ・市町村で検討した支障事例を共有する会議を実施。
- ・14市町村から11件の支障事例が示された。
- ・すべての案件について、各市町村内に持ち帰り、同様の事例がないか検討。
- ・案件は福祉分野など多岐にわたり、県の事務担当課にも意見聴取を行った。

<工夫した点等>

- ・自団体の提案に責任をしっかりとってもらうため、提案団体から説明を行った。

<工夫した点等>

- ・県と市町村の担当課で情報共有しあった。

案件の精査

集中的な検討

<概要>

- ・持ち帰り検討した結果を発表する会議を実施。
- ・全案件11件のうち、他県提案状況や事務内容を基準に4件を提案可能性が高い案件として選定。
- ・選定した4案件について、県内市町村で4つの分科会を設置し、1分科会1提案ずつを検討した。
- ・各分科会は計1~2回開催。適宜県がサポート。分科会は班ごとに自主的に開催してもらい、報告を受けていた。

<工夫した点等>

- ・早い段階から内閣府と相談等やり取りを行った。

<工夫した点等>

- ・分科会は、市町村の自主性に任せ、提案を磨いてもらった。

提案案件の決定

<概要>

- ・各分科会で検討した内容を発表する会議を実施。
- ・最終的に2件の提案を実施。

<工夫した点等>

- ・内閣府との協議内容等、情報共有を密に行った。

取組の成果



注目

県から市町村に「一団体一提案」を呼びかけ、支障事例を募集したところ、14市町村から11件の支障事例が集まった。

他県提案状況や事務内容を基準に、提案可能性が高い案件を精査した結果、全市町村(18市町村)の共同提案を含む2件を提出。1件の提案が実現した。

過去4年における大分県内の市町村の提案実績

	①市町村の提案団体数	②市町村(大分県内)の提案団体数
H26	68	2(2.9%)
H27	39	1(2.6%)
H28	73	2(2.7%)
H29	107	18(16.8%)

※提案数及び提案団体数には九州地方知事会として提出したものを含む。

平成29年提案募集で提出された提案

提案事項	求める措置の具体的内容
罹災証明に係る一連の手続・制度の見直し	罹災証明書の交付を迅速化・効率化するため、住家の被害認定調査について地方公共団体の判断により手続が簡素化できることを明確化する。 また、被害の程度及び認定基準の区分について、住家の被害の程度が半壊に至らない区分について地方公共団体が独自に区分を設定できることを明確化する。
保険者間調整の義務化	資格を喪失した被保険者の受診に伴う過誤調整について、平成27年より保険者間において直接処理できる措置が講じられたが、いまだ多くの保険者で調整ができていないため、これを義務付け、そして被保険者からの書類の提出を待たずに調整ができるように、関係法令の改正と、平成26年12月5日付厚労省通知を見直すこと。 (※保険者間調整の義務付けとは、当該過誤調整について保険者間調整で処理することを義務付けるものではなく、過誤調整の相手方保険者から要望があった場合において、当該要望に応えることを義務付けることである)



メッセージ



大分県 総務部 市町村振興課 主事 染矢 吉寛

提案募集制度を活用するためには、いかに現場の支障事例を掘り起こすかが重要となってきます。

各市町村単独では提案しにくいところを、県全体で協議できる場を設けたことで、支障事例の共有もでき、制度への取り組みやすさに繋がりました。

今後も、積極的に現場の声を拾い、提案募集制度の活用を通じて、地方分権の推進を図っていきたく思っております。

3 提案募集方式に関する FAQ（よくあるご質問）

事前相談の段階において、地方公共団体から良く聞かれる項目についてQ & A方式により解説したものです。

Q 1 提案の主体について教えてください。

A 地方公共団体(都道府県及び市町村(特別区を含む))に加えて、各種の組織も提案の主体となり得ます。

<p>地方公共団体を 構成員とする組織</p>	<p>対象</p>	<p>主体となります。 市長会や県町村会といった県内の組織をはじめとして、「〇〇地方市長会」のような県域を越える組織や、「〇〇問題協議会」のような任意の組織も含みます。周知については、幹事団体等から行ってください。</p>
<p>議会や、 都道府県単位の議長会</p>	<p>×</p>	<p>主体となりません。 提案の主体は、いわゆる地方6団体のほか、地方公共団体及び地方公共団体を構成員とする組織であるため、調整の上、これらの意見として提案してください。</p>

Q 2 共同提案団体は、提案団体と扱いが異なるのでしょうか。

A 共同提案団体とは、提案団体と同様の支障事例が生じている又は同様の制度改正の必要性を認め、提案の趣旨に賛同のうえ参画するものであり、提案団体との違いは無く、団体名や支障事例は公表されます。また、各府省の回答に対する見解を提出できます。

Q 3 過去に「対応不可」になった案件(対応方針に記載されなかった提案)でも再度提案ができますか。

A その後の新たな情勢変化や支障事例があるものについては、検討対象となります。

対象

前回の経緯をよく確認する必要があるため、早めの事前相談をお願いします。



Q 4 支障事例の記載が無くても、検討対象としていただけないでしょうか。

A 支障事例は、提案に説得力を持たせ、実現可能性を高めるために必要です。

Q 5 税財源に関する提案については、提案募集の対象範囲とならないのでしょうか。

A 税財源配分や税制改正等の財源措置は、国・地方を通じた税財政制度全体を視野に入れ、専門的に検討すべき事項であり、税制調査会や、国と地方の協議の場等において議論されているところです。したがって、地方の多様性を活かして個別の制度改正の提案を検討する提案募集方式にはなじまないものと考えられ、基本的に対象外ですが、地方公共団体の税に関する事務手続に関するもの等、権限移譲又は地方に対する規制緩和に該当すると考えられる提案については対象となります。

Q 6 「引き続き検討を行う」とされた提案については、提案団体と関係府省との間で、提案趣旨に沿って確実に検討が行われるのでしょうか。

A おおむね3か月ごとに、対応方針の措置状況を調査し、その結果を内閣府のホームページにおいて公表するとともに、特に、当該年度中に結論を得ることとされている事項については、その検討状況を地方分権改革有識者会議に報告するなど、提案の実現が確実に図られるようフォローアップを行っています。

Q 7 検討の結果、地方からの提案の実現が困難とされる場合には、その理由を明らかにしてもらえるのでしょうか。

A 各府省に対して、仮に実現困難な部分がある場合には、その理由を具体的な根拠を示して明確かつ迅速に説明し、地方側の納得を得るよう依頼しています。

A (平成29年7月11日及び9月12日の閣僚懇談会において、地方分権改革担当大臣より各大臣に要請)
「地方分権を推進する立場から、地方からの提案をいかにして実現するかという姿勢を基本に取り組み、仮に実現困難な部分がある場合にも、その理由を、制度を所管する各府省が具体的な根拠を示して明確かつ迅速に説明し、また、現行規定で対応可能という場合にも、どうすればできるのかを通知等で具体的かつ丁寧に示すことにより、地方側の納得を得る必要があります」